

# 「えるぼしプラス」及び「プラチナえるぼしプラス」 マークの決定について

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

# 「えるぼしプラス」及び「プラチナえるぼしプラス」マークについて

- 「えるぼしプラス」及び「プラチナえるぼしプラス」のマークはそれぞれ以下のとおりとなりました（2月18日プレスリリース済み）。

「えるぼしプラス（1段階目）」



「えるぼしプラス（2段階目）」



「えるぼしプラス（3段階目）」



「プラチナえるぼしプラス」



## えるぼしプラス認定の創設

えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼしについて、**女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設しました。**

### 【女性の健康支援に関する認定基準】

※えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラスの全てで、女性の健康支援に関する基準は共通

- ① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅労働等のうちいずれかの制度」を設けていること。（休暇制度は、多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
- ② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること
- ③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- ④ 女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること

**令和8年4月1日**から申請できます。

最新の情報や申請方法は厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」でご確認ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>